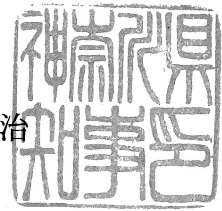


水 第 2 3 7 6 号
令和 7 年 11 月 17 日

神奈川県漁業調整委員会会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法第16条第1項の規定により知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。



まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度(令和8年1月1日から令和8年12月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和8年1月1日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県まあじ漁業	現行水準

第二 まいわし太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県まいわし漁業	現行水準

第三 かたくちいわし太平洋系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
107,000トンの内数
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県かたくちいわし漁業	107,000トンの内数

神奈川県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

（表）令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（％）	現行水準の場合の目安数量（トン）
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.48%	704
まいわし太平洋系群	現行水準	0.35%	1,851
まいわし対馬暖流系群			
かたくちいわし対馬暖流系群			
うるめいわし対馬暖流系群			
かたくちいわし太平洋系群	107,000 トンの内数	—	
まだい日本海西部・東シナ海系群			